

# 民事訴訟手続繁簡分流改革試行実施弁法

法〔2020〕11号

## 「民事訴訟手続繁簡分流改革試行実施弁法」の印刷配布に関する 最高人民法院の通知

北京市、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、山東省、河南省、湖北省、広東省、四川省、貴州省、雲南省、寧夏回族自治区、陝西省（区、市）の高級人民法院 御中

中国共産党第19回全国代表大会、第19期中央委員会第2回、第3回、第4回全体会議及び中央政法工作會議の主旨を深く貫き、民事訴訟制度改革を深化するために、第13期全国人民代表大会常務委員会第15回會議において制定された「最高人民法院に一部地域において民事訴訟手続繁簡分流改革試行業務を実施する権限を付与することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」（人大常委会字〔2019〕42号）及び最高人民法院が印刷、配布した「民事訴訟手続繁簡分流改革試行方案」（法〔2020〕10号）に基づき、業務の実情を踏まえ、最高人民法院は「民事訴訟手続繁簡分流改革試行実施弁法」を制定した。ここに文書を印刷、配布するので、真摯に実施されたい。実施過程において異状や問題が発生した場合は、速やかに順を追って最高人民法院に報告すること。

最高人民法院  
2020年1月15日

## 民事訴訟手続繁簡分流改革試行実施弁法

民事訴訟制度改革を深化し、事件の繁簡分流、軽重分離、快慢分道（事件を複雑な事件と簡単な事件に区分し、情状の軽重に従い分離し、通常手続と簡易手続に分けて処理すること——訳注）を推進し、司法資源の配分の最適化をさらに進め、公正な司法を全面的に促進し、司法の効果を向上させ、人民大衆の紛争解決に対する多元性、効率性、簡便性の需要を満たし、当事者の合法的な訴訟の權益を保護するために、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 15 回会議において制定された「全国人民代表大会常務委員会による最高人民法院に一部地域において民事訴訟手続繁簡分流改革試行業務を実施する権限の付与に関する決定」に基づき、審判業務の実情を踏まえ、本弁法を制定する。

### 一. 一般規定

第一条 試行法院は本弁法に基づき、司法確認手続、少額訴訟手続及び簡易手続の最適化を積極的に進め、審判組織の適用モデルを整備し、電子訴訟とオンライン審理メカニズムの推進を模索し、当事者の訴訟コストを効果的に低下させ、人民大衆の合法的な訴訟の權益を十分に保障し、司法資源と司法需要の合理的かつ効果的な配分を促進し、司法の質、効率及び公信力を全面的に向上させ、人民大衆が各司法事件において公平・正義を感じることができるよう努めなければならない。

### 二. 司法確認手続の最適化

第二条 人民法院は特別招聘調停名簿を作成し、規定の手続と条件に従い、特別招聘調停組織と特別招聘調停員を確定し、名簿を管理しなければならない。

第三条 人民調停委員会、特別招聘調停組織又は特別招聘調停員による調停を経て民事調停合意に至った場合、双方の当事者は、調停合意が発効した日から 30 日以内に共同で人民法院に司法確認を申し立てることができる。

第四条 司法確認事件は次の各号に掲げる規定の順に管轄を確定する。

(一) 委託調停の場合は、委任された人民法院が管轄する。

(二) 当事者が人民調停委員会又は特別招聘調停組織による調停を選択した場合、調停組織の所在地の基層人民法院が管轄する。当事者が特別招聘調停員による調停を選択した場合、調停合意の締結地の基層人民法院が管轄する。

事件が審級管轄又は専門管轄基準に適合する場合、対応する中級人民法院又は専門人民法院が管轄する。

### 三. 少額訴訟手続の整備

第五条 基層人民法院が審理する事実が明らかで、権利義務関係が明確で、意見の相違が大きくない簡単な金銭給付にかかわる事件で、訴訟の目的の価額が 5 万人民元以下である場合、少額訴訟手続を適用し、一審制を実行する。

訴訟の目的の価額が前項の規定を超えるが、5 万人民元以上、10 万人民元以下の簡単な金銭給付にかかわる事件について、当事者双方間に少額訴訟手続を適用する旨の取決めがある場合は、少額訴訟手続による審理を適用することができる。

少額訴訟手続による審理を適用する事件について、人民法院は、審判組織、審理期間、審理方式、一審制等に関する事項を当事者に告知しなければならない。

第六条 次の各号に掲げる事件は、少額訴訟手続による審理を適用しない。

- (一) 人間関係、財産権確認に関する紛争
- (二) 涉外民事紛争
- (三) 評価、鑑定が必要があり又は訴訟前評価、鑑定結果に異議がある紛争
- (四) 一方の当事者が行方不明である紛争
- (五) 少額訴訟手続による審理を適用すべきでないその他の紛争

第七条 少額訴訟手続による審理を適用する事件について、人民法院が答弁期間、立証期限を放棄した場合の法律効果を告知した後に、当事者が放棄する旨の意思を明確に表示した場合、人民法院は、直接開廷審理を行うことができる。

当事者が答弁期間を放棄しない旨の意思を明確に表示した場合、人民法院は、その同意を得た上で、答弁期間を合理的に確定することができる。ただし、通常、7 日を超えないものとする。

当事者が立証期限を放棄しない旨の意思を明確に表示した場合、当事者が自ら立証期限を定め又は人民法院が立証期限を指定することができる。ただし、通常、7 日を超えないものとする。

第八条 少額訴訟手続による審理を適用する事件について、簡易手続に照らして召喚、送達、証拠の交換の方式をさらに簡素化することができる。ただし、当事者の答弁、立証、証拠調べ、陳述、弁論等の訴訟上の権利を損ねてはならない。

少額訴訟手続による審理を適用する事件について、開廷審理は、法廷調査、法廷弁論等の開廷審理手続の制限を受けることなく、訴訟上の請求又は事件要素について直接進行することができる。原則、一度の開廷で結審しなければならない。ただし、人民法院が確かに必要であると判断し、再度の開廷をする場合を除く。

第九条 少額訴訟手続による審理を適用する事件について、簡易手続に照らして裁判文書をさらに簡素化することができ、主に当事者の基本情報、訴訟上の請求、答弁意見、主な事実、裁判理由の要約、裁判根拠、裁判の主文及び一審制の告知等の内容を記載する。

事件の経緯が簡単で、法律の適用が明確な事件について、裁判官は法廷上で裁判を宣告し、裁判理由を説明することができる。法廷上で裁判が宣告された事件について、裁判過程が開廷審理の録音・録画又は開廷審理の議事録により完全に記録されている場合、人民法院は、裁判文書の作成時に裁判理由を明記しなくてもよい。

第十条 少額訴訟手続による審理を適用する事件は、立件した日から 2 か月以内に結審しなければならない。特別な事情があり延長する必要がある場合、当院の院長の承認を経

て、1か月延長することができる。

第十一条 少額訴訟手続による審理を適用する事件について、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合であつて、簡易手続による審理の適用条件に適合するときは、簡易手続による審理に変更する旨の裁定を下す。

(一) 当事者が、事件が本弁法第五条、第六条の少額訴訟手続の適用条件に関する規定に適合しないと判断し、人民法院に異議を申し立て、審査を経て異議が成立すると判断された場合

(二) 当事者が訴訟上の請求の追加又は変更、当事者の追加を申し立てたことにより、事件の目的の価額が5万人民元以上、10万人民元以下になった場合であつて、一方の当事者が少額訴訟手続の適用の継続に同意しないとき

(三) 当事者が訴訟上の請求の追加又は変更、当事者の追加を申し立てたことにより、事件の目的の価額が10万人民元以上になった場合又は少額訴訟手続の適用条件に適合しなくなった場合

(四) 当事者が反訴を提起した場合

(五) 鑑定、評価、監査が必要である場合

(六) 少額訴訟手続の適用を継続すべきでないその他の事由が存在する場合

少額訴訟手続による審理を適用する事件について、審理中に事件の経緯が難解、複雑であり、簡易手続による審理に適さないことが分かった場合、通常手続による審理に変更する旨の裁定を下す。少額訴訟手続から簡易手続による審理に変更された事件は、原則として、通常手続による審理に再度の変更をしてはならない。ただし、確かに必要がある場合を除く。

少額訴訟手続による審理を適用する事件について、簡易手続又は通常手続による審理に変更される場合、双方の当事者がすでに確認した事実については、立証、証拠調べを行わなくてもよい。

#### 四. 簡易手続に関する規則の整備

第十二条 事実が明らかで、権利義務関係が明確な簡単な事件について、公示送達が必要な場合、簡易手続による審理を適用することができる。

第十三条 簡易手続による審理を適用する事件について、人民法院は、事件の状況に基づき、次の各号に掲げる方式を用いて開廷審理手続を簡素化することができる。ただし、当事者の答弁、立証、証拠調べ、陳述、弁論等の訴訟上の権利を保障しなければならない。

(一) 開廷前にすでに開廷前会議又はその他の方式を通じて当事者の身分確認、権利義務の告知、開廷審理規律遵守の宣誓が完了している場合は、開廷時に重複して実施しなくてもよい。

(二) 開廷前会議の議事録に記載された意見の相違がない事実と証拠については、立証、証拠調べを行わなくてもよい。

(三) 開廷審理は訴訟上の請求又は事件要素について直接進行することができる。

第十四条 簡易手続による審理を適用する事件について、人民法院は次の各号に掲げる方式を用いて裁判文書を簡素化することができる。

(一) 事件の固定要素を総括することができる場合は、事件要素に基づき原告、被告の意見、証拠、法院の認定理由、根拠及び裁判結果を明記することができる。

(二) 一方の当事者が相手方の全部又は主な訴訟上の請求を認める旨の意思を明確に表示した場合に、当事者間に事件の事実に関する意見の相違がなく又は大きくないときは、裁判文書は当事者の基本情報、訴訟上の請求、答弁意見、主な事実、裁判理由の要約、裁判根拠及び裁判の主文のみ含めることができる。

簡素化した後の裁判文書は訴訟費用の負担、当事者の上訴権の告知等の必要な内容を含めなければならない。

第十五条 人民法院が簡易手続による審理を適用する事件は、立件した日から 3 か月以内に結審しなければならない。特別な事情があり延長する必要がある場合、当院の院長の承認を経て、1 か月延長することができる。

## 五. 単独制の適用範囲の拡大

第十六条 基層人民法院が少額訴訟手続、簡易手続による審理を適用する事件については、裁判官 1 名が単独で審理する。

基層人民法院が審理する、事実の究明が容易でないが、法律の適用が明確な事件については、裁判官 1 名が通常手続を適用して単独で審理することができる。

第十七条 基層人民法院が審理する事件について、次の各号のいずれかに該当する場合、法により合議体を結成し、通常手続による審理を適用しなければならない。

(一) 国の利益、公共の利益にかかわる場合

(二) 集団的紛争にかかわり、社会の安定に影響を及ぼす可能性がある場合

(三) 比較的大きな社会的影響が発生し、人民大衆から幅広く注目を集めている場合

(四) 新たな類型又は難解複雑である場合

(五) 管轄法院又は上級人民法院の発効済みの類似事件の判決との間に矛盾が生じる可能性がある場合

(六) 差戻し審である場合

(七) 審判監督手続を適用する場合

(八) 第三者が提訴し発効済みの判決、裁定、調停調書の変更又は取消しを要請した場合

(九) 単独制を採用すべきでないその他の事件

第十八条 第二審人民法院が上訴事件を審理する場合は、合議体を結成して審理しなければならない。ただし、事実が明らかで、法律の適用が明確な次の各号に掲げる事件については、裁判官 1 名が単独で審理することができる。

(一) 第一審で簡易手続による審理を適用し、結審した事件

(二) 民事裁定を不服とする事件

第十九条 裁判官 1 名が単独で審理する第一審又は第二審事件について、審理過程において本弁法第十七条第一号乃至第五号又は第九号に定める事由のいずれかが発生した場合、人民法院は、合議体による審理の裁定を下し、かつ合議体構成員及び関連事項を双方の当事者に書面で通知しなければならない。

単独の審理から合議体の審理に変更された事件において、審理期間については人民法院が立件した日から計算するものとし、すでに行った訴訟行為については引き続き有効なものとする。双方の当事者がすでに確認した事実については、立証、証拠調べを行わないことができる。

第二十条 裁判官 1 名が単独で審理する上訴事件については、開廷審理を行わなければならない。

新たな事実、証拠の提出がない事件について、次の各号のいずれかに該当する場合であって、単独裁判官が資料の閲覧、調査又は当事者への尋問を通じて、開廷の必要がないと判断したときは、開廷審理を行わないことができる。

(一) 民事裁定を不服とする場合

(二) 上訴の請求が成立不能であることが明らかである場合

(三) 原判決で事実が明らかであることが認定されたが、法律の適用に明らかに誤りがある場合

(四) 原判決に法定手続の重大な違反があり、差戻し審の必要がある場合

## 六. 電子訴訟に関する規則の整備

第二十一条 人民法院、当事者及びその他の訴訟参加人は、情報化訴訟プラットフォームを通じてオンラインで訴訟活動を実施することができる。訴訟主体のオンライン訴訟活動は、オフライン訴訟活動と同等の効力を有する。

人民法院は、技術的条件、事件の状況及び当事者の意向等の要素に基づき、オンライン方式を用いて関連の訴訟手続を実施するか否かを決定する。

第二十二条 当事者及びその他の訴訟参加人が電子的方式により提出した訴訟資料と証拠資料は、人民法院による審査に合格した後に、訴訟において直接使用することができ、紙媒体の原本は提出しない。人民法院が相手方の当事者の申立て又は事件の審理の必要性に基づき、原本の提出を求めた場合は、当事者は提出しなければならない。

第二十三条 人民法院が開廷審理を行う事件は、オンラインビデオ方式を採用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、オンライン開廷審理を適用しない。

(一) 双方の当事者が同意しない旨の意思を明確に表示し、又は一方の当事者が同意しない旨の意思を表示し、正当な理由がある場合

(二) 双方の当事者のいずれにもオンライン開廷審理に参加する技術的条件及び能力がない場合

(三) 現場の身分確認、原本照合、現物確認が必要である場合

(四) 人民法院がオンライン開廷審理を適用すべきでないその他の事由が存在すると判断した場合

一方の当事者のみがオンライン開廷審理を選択した場合、人民法院は事件の状況に基づき、一方の当事者についてはオンライン方式、もう一方の当事者についてはオフライン方式を用いて開廷することができる。

オンライン開廷審理方式を採用して審理する事件について、審理過程において上述の事由のいずれかが発生した場合、人民法院は、事件をオフライン開廷方式による審理に変更しなければならない。すでに完了したオンライン開廷審理活動は法的効力を有する。

第二十四条 送達受取人の同意を得て、人民法院は中国審判手続情報公開ネット、全国统一送達プラットフォーム、ファクシミリ、電子メール、インスタントメッセージアカウント等の電磁的方式を通じて訴訟文書と当事者が提出した証拠資料を送達することができる。

次の各号のいずれかに該当する場合、人民法院は、送達受取人が電子送達に同意したことを確定することができる。

(一) 送達受取人が同意する旨の意思を明確に表示した場合

(二) 送達受取人との間で訴訟における電子送達の適用について取決めがある場合

(三) 送達受取人が提出した訴状、答弁書の中で送達の受取りに用いる電子住所を主体的に提供している場合

(四) 送達受取人が受け取った旨の回答、訴訟への参加等の方式を通じてすでに完了した電子送達を受け入れ、かつ電子送達に同意しない旨の意思を明確に表示していない場合

第二十五条 送達受取人による同意する旨の明確な意思表示を経て、人民法院は、判決書、裁定書、調停調書等の裁判文書を電子送達することができる。当事者が紙媒体の裁判文書を要請した場合、人民法院は、提供しなければならない。

第二十六条 人民法院は、送達受取人が主体的に提供し又は確認した電子住所に送達した場合、送達情報が電子住所の所在システムに到達した時点で、送達が完了したものとす

る。送達受取人が電子送達に同意したが、電子住所を主体的に提供又は確認せず、人民法院が入手可能な送達受取人の電子住所に送達した場合、次の各号に掲げる事由に基づき送達が完了したか否かを確定する。

(一) 送達受取人が送達資料をすでに受け取った旨を回答し、又は送達内容に基づき関連の訴訟行為をした場合には、有効な送達が完了したものとみなす。

(二) 送達受取人の電子住所の所在システムから送達受取人がすでに内容を確認した旨の報告があり、又は送達受取人がすでに受け取ったことを証明することができるその他の

証拠がある場合、有効な送達が完了したものと推定する。ただし、送達受取人が、システムにエラーが存在すること、送達住所を本人が使用していないこと、又は本人が内容を確認していないこと等、送達内容を受け取っていない状況を証明することができる場合を除く。

有効な送達が完了した場合、人民法院は、電子送達証書を作成しなければならない。電子送達証書は、送達受取証明書としての効力を有する。

## 七. 附則

第二十七条 本弁法は、北京市、上海市の管轄区内の中級人民法院、基層人民法院、南京市、蘇州市、杭州市、寧波市、合肥市、福州市、アモイ市、済南市、鄭州市、洛陽市、武漢市、広州市、深セン市、成都市、貴陽市、昆明市、西安市、銀川市の中級人民法院及びその管轄区内の基層人民法院、北京市、上海市、広州市の知識産権法院、上海金融法院、北京市、杭州市、広州市のインターネット法院に対してのみ適用される。

本弁法における人民法院とは、試行対象の人民法院をいう。第二審人民法院には、試行対象の中級人民法院、知識産権法院及び金融法院を含む。中級人民法院、基層人民法院には、試行地域内の鉄道運輸中級法院及び基層法院を含む。

第二十八条 試行地域の高級人民法院は、本弁法に基づき、業務の実情を踏まえ、具体的な実施案と関連の制度・規定を制定し、2020年2月10日までに最高人民法院に報告し、届出を行う。

試行地域の高級人民法院は、実施案を策定し、現行の規範を改正し、メカニズムとの整合性を十分に図った前提の下で、本弁法を印刷、配布した日から試行法院が試行業務を全面的に開始するよう調整する。試行期間は2年とする。2021年1月1日までに、試行地域の高級人民法院は試行業務中間報告書を作成し、最高人民法院に提出しなければならない。

第二十九条 本弁法の解釈権は、最高人民法院に帰属する。

第三十条 本弁法は、全国人民代表大会常務委員会に報告し、届出を行い、公布した日から実施する。これ以前の民事訴訟制度に関する規定と本弁法が一致しない場合は、本弁法に従い執行する。

出典：最高人民法院ウェブサイト 2020年1月16日

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-217561.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。